

平成23年11月4日
環境局資源循環部産業廃棄物指導課
電話（245）5681
内線6472

千葉市政担当記者 様

産業廃棄物不法投棄等残存事案に対する財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
の支援決定並びに支障除去業務委託の入札について

緑区平川町における産業廃棄物不法投棄等残存事案に対し、平成23年10月17日付
けで財団法人産業廃棄物処理事業振興財団より「産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業
(※)」の支援決定を受けました。

今後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8の規定に基づく行政代執行に
より、生活環境保全上の支障を除去します。については支障除去業務の受託業者を決定する
ため入札を行います。

※産業廃棄物不法投棄等原状回復支援事業について

不法投棄等による生活環境保全上の支障除去等を、行政代執行により行う際に、財団
の基金から事業費の4分の3について支援がある。

記

1 事案の概要

緑区平川町において、産業廃棄物処分業（破砕による中間処理）を営んできた㈱千葉福
祉建設公社が同社敷地内に産業廃棄物を大量に堆積させ放置した不適正処理事案

- 場 所 千葉市緑区平川町1020番1
- 許 可 内 容 産業廃棄物処分業（破砕による中間処理）
- 許 可 取 消 し 日 平成18年8月31日
- 産業廃棄物の量 53,760立方メートル
- 廃 棄 物 組 成 可燃物（紙・布類、合成樹脂・ゴム・布皮類等）
不燃物（金属類・ガラス類・コンクリート等）

2 生活環境保全上の支障

- 廃棄物の崩落・飛散・流出のおそれ
- 有害ガス及び悪臭物質放散のおそれ

3 支障除去事業の概要

当該地に放置されている産業廃棄物について、行政代執行により約13,000m³を搬
出・処理し、有害ガス対策及び整形・覆土等を実施する。

4 事業費（見込み）

約483,250千円

5 今後のスケジュール

○入 札 公 告	平成23年11月4日
○入札予定日	平成23年12月22日
○契 約 締 結	平成24年1月初旬頃
○代 執 行 着 手	平成24年1月中旬頃
○支障除去終了	平成24年10月頃

6 入札について

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける以下の一般競争入札を行います。

- (1) 緑区平川町における産業廃棄物支障除去業務委託
- (2) 緑区平川町における産業廃棄物支障除去業務委託に伴う不燃物運搬・処分業務委託
(単価契約)

なお、可燃物の運搬業務委託については、別に入札を行います。

詳細は以下の産業廃棄物指導課のホームページにてご確認ください。

http://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/sanpai_top.html

7 責任追及の状況

(1) 行為者に対する責任追及

行為者である㈱千葉福祉建設公社及びその役員に対し、平成22年9月に廃棄物の撤去を命じる措置命令を発出してきたが、履行されることなく現在に至っている。

行政代執行後は、費用について求償していく。

(2) 排出事業者に対する責任追及

不適正処理が確認された排出事業者に対しては自主撤去を要請。平成23年10月末現在、37社が自主撤去を完了(約10,000m³)、24社から今後自主撤去を行うとの回答を得ている(約600m³)。また、38社から廃棄物撤去に相当する費用負担の回答を得ている(約250m³相当)。

今後も排出事業者に対し、自主撤去または費用負担を強く要請していくが、自主撤去に応じない排出事業者については、措置命令を発出するなど厳格に対応する。